

むつ総合病院より

新病棟建設に係る基本構想・基本計画策定委員会の委員を公募します

むつ総合病院では、新病棟建替えを目的に、基本構想・計画策定に向けて検討を進めており、この委員会は新病棟建設について、必要な調査および審議を行います。

■募集人員：3名（※全委員は20名程度）

■任期：委託の日から答申まで（令和2年7月から令和3年3月までを予定）

■応募資格：以下の要件をすべて満たす方

- ① 佐井村に住所を有する満18歳以上の方
- ② 平日開催の委員会に出席できる方
- ③ 国または地方公共団体の議員もしくは常勤の公務員ではない方

■開催の予定：5回程度

■報酬：下北医療センターの規則により、報酬および交通費を支給します。

■募集期間：6月1日(月)から6月26日(金)まで

■応募方法：住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、職業を明記し、『今後のむつ下北地域の医療について思うこと』をテーマにご意見（800字から1200字程度）を記載のうえ、電子メール、FAX、郵送、ご持参いずれかの方法により提出ください。（※様式について指定はありません）

■選考方法：書類選考により決定し、応募者全員に結果を通知します。

■お問合せ・応募先

むつ総合病院事務局病院施設整備室

〒035-8601 むつ市小川町一丁目2番8号

電話 0175-22-2111（内線3010）

FAX 0175-22-4439

メール soumu@hospital-mutsu.or.jp

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始のお知らせ

令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者などの死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内（智）